

(対象)全学生

※一部学部生のみのもあります

【日本学生支援機構奨学金】

- ・緊急採用（貸与型第一種）
- ・応急採用（貸与型第二種）
- ・家計急変採用（給付型）

募集のお知らせ

No.	災害の種類	災害救助法適用日	災害救助法適用地域	緊急採用 (貸与・第一種奨学金)		応急採用 (貸与・第二種奨学金)		家計急変採用 (給付奨学金) ※学部生のみです
				貸与開始月	貸与終了月	貸与開始月	貸与終了月	給付始期
1	大雪	令和6年1月24日	【岐阜県】 不破郡関ヶ原町(法適用日:令和6年1月24日)	令和6年1月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
2	地震	令和6年1月1日	【新潟県】 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、 佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町(法適用日:令和6年1月1日) 【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、 中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町(法適用日:令和6年1月1日) 【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、 河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、 鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町(法適用日:令和6年1月1日)	令和6年1月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
3	台風	令和5年9月8日	【福島県】 いわき市、南相馬市(法適用日:令和5年9月8日) 【茨城県】 日立市、高萩市、北茨城市(法適用日:令和5年9月8日) 【千葉県】 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、 夷隅郡大多喜町(法適用日:令和5年9月8日)	令和5年9月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
4	台風	令和5年8月14日	【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市(法適用日:令和5年8月14日) 【兵庫県】 美方郡香美町(法適用日:令和5年8月15日) 【鳥取県】 鳥取市、東伯郡三朝町(法適用日:令和5年8月15日)	令和5年8月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
5	台風	令和5年8月1日	【沖縄県】 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、 国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、 国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、 中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、 島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、 島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町 (法適用日:令和5年8月1日)	令和5年8月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	スカラネット入力日の 属する月から ※原則、採用月から3ヶ月毎に経 続可否および支給区分の審査を 受けます
6	大雨	令和5年7月8日	【島根県】 出雲市(法適用日:令和5年7月8日) 【佐賀県】 佐賀市、唐津市、伊万里市(法適用日:令和5年7月8日) 【大分県】 中津市、日田市(法適用日:令和5年7月8日) 【福岡県】 久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、 八女郡広川町、田川郡添田町(法適用日:令和5年7月8日) 【富山県】 富山市、高岡市、小矢部市、南砺市(法適用日:令和5年7月12日) 【秋田県】 秋田市、能代市、男鹿市、湯上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、 山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎湯町、 南秋田郡井川町、南秋田郡大湯村(法適用日:令和5年7月14日) 【青森県】 西津軽郡深浦町(法適用日:令和5年7月14日) 【石川県】 河北郡津幡町(法適用日:令和5年7月12日)	令和5年7月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
7	大雨	令和5年6月30日	【山口県】 山口市、美祢市(法適用日:令和5年6月30日)	令和5年6月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
8	大雨 および 台風	令和5年6月2日	【静岡県】 磐田市(法適用日:令和5年6月2日) 【埼玉県】 草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町(法適用日:令和5年6月2日)	令和5年6月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
9	地震	令和5年5月5日	【石川県】 輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町(法適用日:令和5年5月5日)	令和5年5月以降で 申込者が希望する月	令和6年3月まで ※継続申請可能	令和5年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
10	大雪	令和5年1月25日	【鳥取県】 八頭郡智頭町(法適用日:令和5年1月25日)	令和5年1月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	

【適用地域のホームページ】 <https://www.iasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

学生の皆さんへ

【申請上の注意】

上記の災害被害に遭った世帯の学生に対する、緊急採用・応急採用・家計急変採用の案内です。奨学金の貸与・受給を希望する学生は、下記**申出期限内**に申し出て下さい(可能な限り早急に余裕をもって)。申込みをするには、まず、面談を受ける必要があります(申込要件を満たしているか確認)。面談を受け、申請対象である旨の確認ができた後、申請書類の準備に移ります。

●上記奨学金の申出期限●

貸与型:災害救助法適用日から**12ヶ月以内**給付型:災害救助法適用日から**3ヶ月以内**

※やむを得ない事由があり、この期間を過ぎてしまった場合はご相談ください

※ 上記の災害以外でも、**家計の急変(家計支持者の失業や病気・事故、火災や風水害又は震災等により被害を受けた場合等)**で奨学金を緊急に必要とする場合は、緊急・応急採用奨学金を申請することができますので、奨学金窓口にお問い合わせください。

【奨学金窓口】

対象学生	担当部署	連絡先
学部生	(郡元キャンパス) 共通教育棟1号館1階 学生生活課経済支援係	syogaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp
大学院生	所属研究科の学生担当係	所属研究科の学生担当係